

千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する主任（監理）技術者の専任を要する建設工事のうち、千葉市建設工事請負契約約款第10条に規定する主任技術者に関する事務取扱並びに同法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の専任を要しないこととすることができる建設工事及び同約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととすることができる建設工事について、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる建設工事）

第2条 本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。

- （1）請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）未満であること。
- （2）特記仕様書に兼任できる旨の明示がされていること。
- （3）低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。
- （4）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。

2 本市が発注する建設工事で次に掲げる要件を満たしている場合、常に連絡をとれる体制が確保されているときは、現場代理人は常駐することを必ずしも要しない。また、第2条第1項（1）の規定にかかわらず、複数兼務をすることができるものとする。

- （1）橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベータ等の工場製作期間を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

（現場代理人の兼任の解除）

第3条 監督職員から兼任の解除を命じられた場合は、現場代理人の兼任を解除する。

（変更契約時の取扱い）

第4条 現場代理人を兼任している建設工事が、変更契約により第2条第1号に定める請負代金の額以上となった場合においても、引き続き兼任することができる。

（主任（監理）技術者の専任を要する建設工事）

第5条 請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上の建設工事については、主任（監理）技術者を専任配置とする。ただし、次のいずれかに該当する建設工事については、請負代金の額に関わらず主任（監

理) 技術者を専任配置とする。

- (1) 公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているもの
- (2) 調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するもの
- (3) 特定建設工事共同企業体として契約するもの
(監理技術者の専任義務の緩和の対象となる建設工事)

第6条 主任（監理）技術者の専任配置を要する建設工事のうち、監理技術者を配置する建設工事にあつては、本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合、監理技術者を2件まで兼任することができる。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。
- (2) 前条各号に該当する建設工事でないこと。
- (3) 請負代金の額が2億円未満であること。
- (4) 特記仕様書に兼任できる旨が明示されていること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年1月29日から施行する。ただし、この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお

従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月28日から施行する。ただし、第5条の規定は平成28年6月1日に施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。ただし、第5条の規定を除く。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事又は業務委託について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事又は業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。